

# 平成18年7月31日までに、再度、届出をしないと 無届営業となるのをご存じですか？

平成18年5月1日から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正されました。

法が改正になると、今まで公安委員会に届出をして性風俗関連特殊営業を届出していた方で5月以降も営業を継続される場合は、届出が必要となります。  
この届出が7月31日までに行うようにと定められています。

無届営業の場合、現在許されている既得権を消滅させるばかりか、次の罰則の対象ともなります。昨日までとんぱら変わりなく営業をしているのに、です。

【無届営業】 罰則 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科あり）

静岡県警では、この案内を既に送付されているようですが、非常に簡単な案内の上、一部の署ではこの件について照会があった際、旅館業の登録をしていれば届出は不要という誤った回答もしたとかという噂も耳に入ってきており、今回の法改正の重大さが対象者に適切に伝わっていないようです。

また、昭和60年に届出した後、改装等を行った場合に必要な変更届をしていない場合、その変更届も同時に必要です。

これらを適切に行うために、残り一月半ですが、残された時間は多くありません。

当事務所では、この届出に関する書類作成・書類提出を行っています。

ご興味を持たれたら、一度お電話をください。相談だけでも、結構です。

浜松市積志町 1208

電話 053 ( 434 ) 2843

FAX 053 ( 434 ) 2846

渥美尚人行政書士事務所

行政書士 渥美尚人

既に他の行政書士へご依頼済みの場合は、ご容赦下さい。